

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第33条	指定の取消し等	生活衛生課

1 法第33条第1項に基づき、指定検査機関に対しその指定を取り消す場合の審査基準は次のとおり。

指定検査機関が法第22条第2項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

2 法第33条第2項に基づき、食鳥検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合の審査基準は次のとおり。

(1) 次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

ア 法第21条から第35条までの規定に違反したとき。

イ 法第22条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

ウ 法第26条第3項、法第28条第2項又は法第31条の規定による命令に違反したとき。

エ 法第28条第1項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行ったとき。

オ 不正な手段により指定を受けたとき。

(2) 停止処分期間は次のとおり。

6月以内の期間であって、改善に要する相当期間。

3 法第33条第2項に基づき、指定検査機関に対しその指定を取り消す場合の審査基準は次のとおり。

(1) 次のいずれかに該当する場合であって、前記2(2)の処分による改善が見込まれず、指定を取り消す必要があると保健所長が認めること。

ア 法第21条から第35条までの規定に違反したとき。

イ 法第22条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認められるとき。

ウ 法第26条第3項、法第28条第2項又は法第31条の規定による命令に違反したとき。

エ 法第28条第1項の認可を受けた業務規程によらないで食鳥検査の業務を行ったとき。

オ 不正な手段により指定を受けたとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。